

# 大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領

制定 平成21年11月11日  
最終改正 令和6年4月15日

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 大分県造林事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6の竣工検査(以下「検査」という。)及び補助金の査定は、実施要領の規定によるほか、この要領に定めるところによる。なお、具体的な検査の方法等については、別に定める「造林事業検査マニュアル」に基づくものとする。

(検査統括員)

第2条 振興局長は、検査の実施にあたっては、造林・間伐事業担当班総括等を検査統括員に命ずるものとする。なお、検査統括員は検査員を兼ねることができるものとする。

2 検査統括員は、適正な検査の確保のため、次の事項を行うものとする。

(1) 必要な検査員を確保するとともに、検査予定計画を作成すること。

(2) 現地検査箇所の選定を行うこと。

(3) 検査前に事前打合せを行い、検査方法の統一を図ること。

(4) 検査及び査定が適正に行われているか確認すること。

(検査員)

第3条 検査は検査員が行う。

2 検査員は、次に掲げる職員(以下「検査員」という。)とする。

(1) 本庁に勤務する職員であって、森林整備室長が命じた職員。

(2) 地方機関に勤務する職員であって、所轄の振興局長が命じた職員。

3 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

4 検査は、申請書又は現地検査要求(第1号様式)の受理後、振興局長が命じた職員が行うものとする。ただし、森林整備法人の交付申請に係る書類検査については、森林整備室長が命じた職員が行うものとする。

5 検査は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。ただし、GPS等の位置情報を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる場合は、1名体制による検査も可とする。

(検査の区分及び現地検査の実施)

第4条 検査は、申請のあった施行地1箇所ごとに申請書等に基づいて行うことを原則とするが、一部については抽出により現地で検査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、1施行地の申請面積等が次に定める基準以上である場合は、

現地で検査を行うものとする。ただし、事業主体が地方公共団体又は森林整備法人の場合の基準は、事業内容にかかわらず10ha（獣害用ネット柵及び森林作業道整備は2,000m）以上とする。

事業内容	基準面積等
人工造林・樹下植栽等・一貫作業・その他	5ha
下刈り（オルソ画像等により確認が可能な施行地を除く。）	10ha
間伐・更新伐	2ha
付帯施設整備（獣害用ネット柵）	2,000m
森林作業道整備	1,000m

3 第1項の現地検査は、次の施業区分ごとに前項及び第5項の施行地を除いた施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出して行うものとする。ただし、実施要領別表1の3のアは全施行地において現地検査を行うものとする。

- (1) 人工造林（被害地造林、特殊地拵えを含む。）
- (2) 樹下植栽等
- (3) 下刈り（オルソ画像等により確認が可能な施行地を除く。）
- (4) 倒木起こし
- (5) 枝打ち
- (6) 除伐及び保育間伐
- (7) 間伐
- (8) 更新伐
- (9) 付帯施設等整備
- (10) 森林作業道整備
- (11) 一貫作業
- (12) その他

4 付帯施設等整備については、その主となる施業（人工造林等）が第2項の検査箇所となる場合、当該箇所と併せて現地検査が行えるものとし、その際は前項により抽出した箇所と検査箇所を置き換えることができるものとする。

5 大分県造林事業実施要領の運用別表1のア【オルソ画像による申請書類の省略】の規定によりオルソ画像等が添付された申請の場合は、造林事業検査マニュアルの2【現地検査マニュアル】に定める検査項目のうち、「所在地の確認」、「面積」、「下刈り」の項目について、オルソ画像等で確認が可能な場合は、現地での確認を省略することができる。

（検査の認定）

第5条 検査の結果、当該施行地が大分県造林事業補助金交付要綱、大分県造林事業実施要領及び大分県造林事業実施要領の運用等（以下「要領等」という。）の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格または一部不合格である旨を文書で申請者に通知するものとする。

- 2 人工造林等の植栽を実施した施業において、竣工検査時の枯損率が20%以上のものは竣工と認めないものとする。
- 3 前項の竣工と認められない施行地で、当該年度内の一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- 4 竣工と認められない施行地が発生した場合は、追加で10%を抽出し検査を行うものとする。
- 5 前条第3項に規定する抽出検査の結果、抽出検査が適当でないと判断した場合は、森林整備室長に協議し、必要と認める場合は全箇所検査を行うものとする。

## 第2章 書類検査

(書類検査の趣旨)

第6条 書類検査は、主として申請書（電磁的記録によるものを含む。）により、その記載内容が要領等に定める規定に適合していることの確認を旨として行うものとする。

(書類検査調書への記入)

第7条 検査員は書類検査で調査・確認した事項等について、造林事業書類検査調書（第2号様式）に記入する。

## 第3章 現地検査

(現地検査の趣旨)

第8条 現地検査は、申請書の造林内訳書及び施業図の記載内容等が現地と合致していることの確認を旨として行うものとする。

(現地検査の立会)

第9条 現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。

なお、検査の実施にあたっては、検査前日までに申請者に次の事項を通知するものとする。

- (1) 検査日時
- (2) 検査箇所

(標準地調査箇所数及び森林作業道の検査)

第10条 現地検査における1施行地ごとの標準地調査箇所数は次のとおりとする。

- (1) 1ha未満 1箇所以上
- (2) 1ha以上5ha未満 2箇所以上
- (3) 5ha以上 3箇所以上

2 森林作業道の検査については、延長の300mごとに1箇所以上の実測をすることとする。

る。なお、検査事項は、測点間延長、幅員、法高等とする。

3 付帯施設整備（獣害用ネット柵）の検査における1施行地ごとの標準調査箇所数は2箇所以上とする。

（竣工現地検査野帳等への記入）

第11条 検査員は現地で検査・確認した事項等について造林事業竣工現地検査野帳（第3号様式）に朱書で記入する。なお、竣工現地検査野帳は施業図を準用するものとする。

- （1）施業図の記載内容と現地との照合確認
- （2）面積確認のため検測した要点間の位置及び距離
- （3）標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- （4）標準地調査等により算定した間伐率等
- （5）その他必要事項

2 検査員は森林作業道に係る現地で、検査・確認した事項等について造林事業竣工現地検査野帳及び森林作業道平均切土法高計算表（第4号様式）又は出来形管理図表（第4-2号様式）に朱書で記入する。

- （1）施業図にある路線位置と現地との照合確認
- （2）延長確認のため検測した測点間の位置及び距離
- （3）幅員及び法高確認のため検測した位置及び実測値
- （4）その他必要事項

（オルソ画像等による確認表の作成）

第12条 検査員は、第4条第5項の規定に基づくオルソ画像等の確認によって下刈りの現地確認を省略したときは、オルソ画像等による確認表（第5号様式）を作成するものとする。

## 第4章 検査復命及び補助金の査定

（写真）

第13条 検査時における検査員及び検査状況の写真を撮影し、竣工現地検査野帳等に添付しておくものとする。写真は、原則としてGPS等の位置情報が記録されたものとする。

また、写真には申請年度、期、検査年月日、施行箇所、実施区分、面積（延長）、検査員職氏名、立会人職氏名及び撮影者を明記するとともに、GPS等の位置情報を取得している場合にはそれを追記するものとする。

（検査結果の復命）

第14条 検査員は、検査完了後速やかに書類検査調書、竣工現地検査野帳等及び第12条の確認表を添え、その顛末、措置状況及び意見等を森林整備室長又は振興局長に復命するものとする。

(補助金の査定)

第15条 検査員は検査に基づき、補助金の額の算出を行う。ただし、森林整備法人の交付申請に係る補助金の額の算出は、森林整備室長が命じた検査員が行うものとする。

2 補助金額の査定は、実施要領の規定によるもののほか、次によって行うものとする。

(1) 補助金額は、標準経費を最高限度額とする。

(2) 市町村が請負に付して事業を実施した場合は、標準経費か実行経費のいずれか低い額とする。

3 検査員が査定した補助金について、検査統括員は正しく査定されているか確認するものとする。

(補助金査定調書等の提出)

第16条 振興局長は検査及び補助金の査定が終了した時は、速やかに造林事業補助金査定調書(第6号様式)を森林整備室長に提出するものとする。

## 第5章 その他

(森林整備室による調査)

第17条 森林整備室長は、必要に応じ、検査が適正に実施されているかを確認するための調査を行うことができるものとする。

(検査調書等の保存)

第18条 検査調書等(電磁的記録によるものを含む。)は、申請者ごとに一括し、事業の終了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

年度 期 造林事業現地検査要求について

年 月 日

大分県知事 殿

申請者住所  
氏名  
法人又は森林組合にあつては  
その名称及び代表者名

別紙内訳書のとおり 年度 期造林事業の現地において、 年 月 日に完了（一部・全部）したので、大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領第3条の規定により現地検査を要求します。

なお、補助金交付申請書については、大分県造林事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて 年 月 日に提出しますので、受理後、書類検査をお願いします。

振興局	施行市町村	申請者	補助事業区分

造 林 内 訳 書

整理番号	申請番号	枝番	事業箇所(路線名)		事業主体	事業区分	造林種類	事業形態	樹種	面積	植栽本数	被害率	計画区分	林小班(代表)	雇用契約	備考									
			大字	字													単価区分	森林所有者	林齢	(間伐率)	延長	実施率	認定番号	林面番号	査定区分
			地	番																					

(内訳書付表)

整理番号	枝番	造林者氏名 (電話番号)	経営計画認定 (変更) 時期	施業開始時期	備考

- (注) 1. 整理番号、枝番は申請書（造林内訳書）の番号と一致させること。  
2. 当該付表の内容を造林内訳書に記載した場合は添付を要しない。

## 年度 期造林事業書類検査調書

検査年月日		検査員職氏名	
施行市町村		立会者職氏名	
検査項目	検査状況及びその合否等		
申請者			
補助事業区分			
事業種類			
事業箇所			
事業主体			
単価区分			
造林者等氏名			
実施区分1			
実施区分2			
樹種			
林齢			
申請（実）面積等			
植栽本数（ha本数）			
延長			
材積			
計画区分			
査定区分			
間接费率			
査定係数			
添付書類の有無			
実行経費			
その他			
指示事項等			
その他確認事項、調査結果の措置及び指示事項等			

- ・事業主体（又は代理申請者）ごと、申請書別に作成する。
- ・実行経費は補助金の算定に必要な場合のみ調査し、記入する。
- ・検査状況は、申請内容の確認方法等を具体的に記入する。

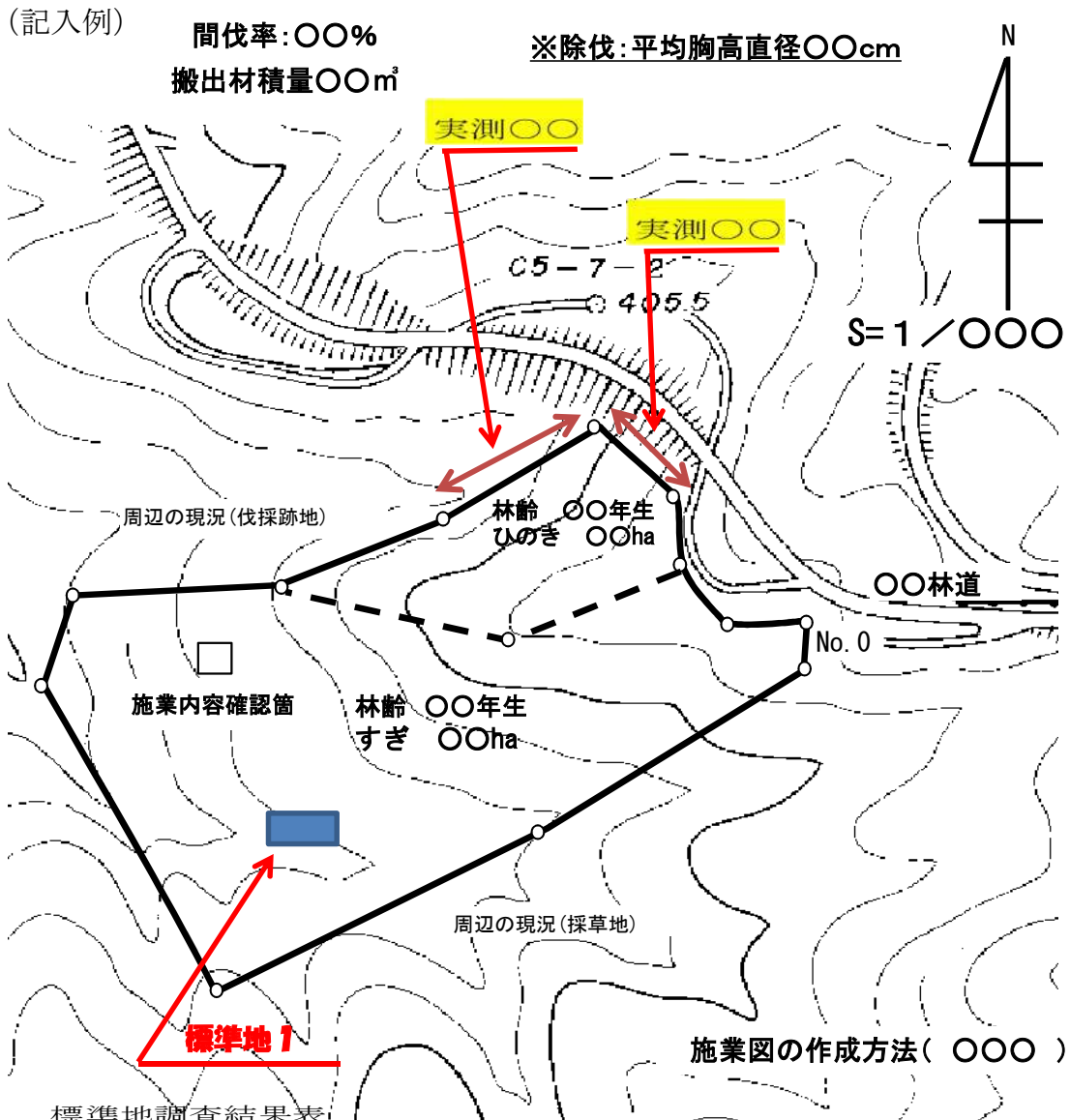
第3号様式（第11条関係）

造林事業竣工現地検査野帳

検査年月日 ○○年○○月○○日

検査員職氏名 ○○ ○○ ○○

市町村名				面積	造林者名 法人にあつては名称及び代表者名 委託造林にあつては委託者名
番号	造林地 大字	字	番地		
○○-○○	○○	○○	○○	ha ○○	○○ ○○



標準地調査結果表

番号	面積	間伐率	調査内容等
1	○○ha	○○%	伐採木○○本、残存木○○本

- 1 施業図を元に検査野帳を作成すること。
- 2 標準地箇所の位置、検測箇所、確認した事項等について朱書きすること。  
(確認した事項が記載内容と合致していれば、レ点で可とする)



第 4 号様式（第11条関係）

## 〇〇年度〇期〇〇作業道平均切土法高計算表

検 査 年 月 日

検 査 員 職 氏 名

本・支線	測点番号	測点間距離	法高	検査欄		
				測点間距離	幅員	法高
合計						
平均法高						

幅員 (m)	
最大縦断勾配 (%)	

〇〇年度〇〇期 森林作業道 出来形管理図表

(〇〇線)

延長				幅員 (全幅)				切土法高		路盤工 (幅)				路盤工 (厚)			
規格値 -200 mm				規格値 -100 mm				規格値 設計値以上		規格値 -100 mm				規格値 -10 mm			
測点	設計値	実測値	差	測点	設計値	実測値	差	測点	法高	測点	設計値	実測値	差	測点	設計値	実測値	差
総延長				平均				平均		平均				平均			

※規格値は、個々の測定値に対するもので、その平均値 (延長については総延長) は設計数量を下廻ってはならない。

縦断勾配				
区分	最急勾配区間	計画値	実測値	備考

※本線、支線毎に最急勾配箇所を測定する。





（ 記 入 例 ）  
**年度 期造林事業書類検査調書**

検査年月日		検査員職氏名	● ● ● ●
施行市町村	〇〇市〇〇町	立会者職氏名	△ △ △ △
検査項目	検査状況及びその合否等		
申請者	◎◎森林組合		—
補助事業区分	森林環境保全直接支援事業		—
事業種類	同上		—
事業箇所	〇〇市〇〇町		造林内訳書・施業図等で確認
事業主体	◎◎森林組合		—
単価区分	請負単価 ほか		事業主体の課税区分等を確認
造林者等氏名	▼▼ ▼▼ ほか		森林経営委託契約書で確認
	電話番号 012-345-6789ほか		〇〇 年 月 日 電話で確認
実施区分1	間伐 ほか		—
実施区分2	車両系：50m <sup>3</sup> 以上（機械） ほか		造林内訳書・施業図等で確認
樹種	スギ ほか		造林内訳書・施業図等で確認
林齢	45年 ほか		造林内訳書・施業図等で確認
申請（実）面積等	17.79ha（合計面積）		造林内訳書・施業図等で確認
植栽本数（ha本数）	—		（購入伝票等で確認）
延長	—		（造林内訳書・施業図等で確認）
材積	500m <sup>3</sup> （合計材積）		施業図、搬出材積集計表等で確認
計画区分	森林経営計画 ほか		森林経営計画書、伐採届で確認
査定区分	計画造林 ほか		経営計画書、苗木伝票、特間計画等で確認
間接費率	21% ほか		社会保険等加入実態状況調査表で確認
査定係数	170		森林経営計画書で確認
添付書類の有無	有		—
実行経費	—		—
その他	特定収入割合、課税仕入れ等税額		消費税申告書資料で確認
指 示 事 項 等			
その他確認事項、調査結果の措置及び指示事項等			

- ・事業主体（又は代理申請者）ごと、申請書別に作成する。
- ・実行経費は補助金の算定に必要な場合のみ調査し、記入する。
- ・検査状況は、申請内容の確認方法等を具体的に記入する。

## 附則

この要領は、平成21年度4期造林事業から適用する。

改正後の要領は平成23年度2期（平成22年度繰越2含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は平成24年度1期（平成23年度繰越1含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は平成28年度2期（平成27年度繰越2含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は平成30年度2期（平成29年度繰越2含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は令和元年度2期（平成30年度繰越2含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は令和2年度2期（令和元年度繰越2含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は令和3年度1期（令和2年度繰越1含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は令和4年度1期（令和3年度繰越1含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は令和5年度4期（令和4年度繰越4含む）の造林事業から適用する。

改正後の要領は令和6年度1期（令和5年度繰越1含む）の造林事業から適用する。